

質問・回答書

令和 4 年 7 月 1 2 日
福島県土木部営繕課長

公告日	令和 4 年 7 月 4 日
業務名	(仮) ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドライン作成業務委託
質問事項	
<p>① 募集要領 P5 上から 4 行目 「木質化に係るかかりまし費用」の定義をご教示ください。</p> <p>② 業務委託仕様書 P2 下から 1 行目 「準耐火建築物として建築が可能な最大規模と最小規模のモデル設計等により概算コストの算出を行う。」とありますが、階数、面積の想定がありましたらご教示ください。</p> <p>③ 企画提案書について 企画提案書の用紙サイズの指定や枚数制限等は無しで宜しいでしょうか。</p> <p>④ 第 3 の 3 の (1) 学校及び庁舎における木造化と RC 造の概算コストシミュレーションについて、相当数のデータ収集をもとに検討する必要があると考えられ、「例えば、福島県がこれまでに建築・設計等を行った学校・庁舎の木造化と RC 造のデータ等を参考に」とありますが、貴県の事業のほか、貴県下の市町村の事業についても、参考データとしてどの程度のサンプル数が入手可能と考えればよろしいでしょうか。</p> <p>⑤ 第 3 の 3 の (1) 学校及び庁舎における木造化と RC 造の概算コストシミュレーションにおいて、「準耐火建築物として建築が可能な最大規模と最小規模のモデル設計等により概算コストの算出を行う。」とあるが、基本構想の策定段階を想定した判断指標の検討において、個別のモデル設計は必須なのでしょうか。</p> <p>⑥ 概算コストの算出を算出する、基本構想段階のモデルの設計等の具体的な設計及び見積りの精緻さを明らかにしてください。</p> <p>⑦ 第 3 の 3 の (2) 県有建築物の木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出において、木質化の標準パターンのイメージについて、天井、壁等の部位毎に内装材を樹種、%で詳細に規定することは必須なのでしょうか。</p> <p>⑧ 第 3 の 3 の (2) 県有建築物の木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出において、「部位毎の概算施工コストも算出する」とありますが、どのような下地に対する木質化の施工コストを想定しているのでしょうか。</p> <p>⑨ 第 3 の 4 の事業化の検討フロー・チェックリスト等の作成において、用途に警察署が挙げられていますが、庁舎に含まれるのでしょうか。その場合、庁舎に含まれる主な用途はどのようなものが挙げられるのでしょうか。学校には特別支援学校等が含まれるのでしょうか。</p> <p>⑩ 第 3 の 4 の事業化の検討フロー・チェックリスト等の作成において、立地特性はどのように想定されているのでしょうか。</p>	

回 答

- ① 基本的に木質化を行った場合と木質化を行わなかった場合の費用の差であると考えております。
なお、仕様書P3(2) 県有建築物の木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出【考え方のイメージ】を参考に、木質化に係るかかりまし費用として、木質化の概算施工コスト算出の取り組み方を具体的にご提案ください。
- ② 階数、面積の想定はありません。取り組み方を具体的にご提案ください。
- ③ 募集要領「7 企画提案書の提出」のとおりです。企画提案書の用紙サイズは日本工業規格A4版とし、枚数制限はありません。その他企画提案を説明するのに必要な書類は、用紙サイズの指定及び枚数制限はありません。
- ④ 福島県がこれまでに木造で建設・設計等を行った比較的規模の大きな建築物は現時点で15件確認しています。市町村が木造で建設・設計等を行った比較的規模の大きな建築物の数については、今後調査予定です。
- ⑤ 学校及び庁舎における木造とRC造の概算コストシミュレーションが達成できれば、個別のモデル設計については必須ではありません。取り組み方を具体的にご提案ください。
なお、「準耐火建築物として建築が可能な最大規模と最小規模のモデル設計等により概算コストの算出を行う。」については、県がこれまでに建設・設計等を行った学校・庁舎のデータ等を参考にしながら概算コストを算出する手法を考え方のイメージの一例として示しているものです。
- ⑥ 見積りの精緻さについては、概算コストが算出できる程度のものと想定しております。モデル設計については、⑤のとおりです。
- ⑦ 木質化の標準パターンとして整理ができて、かつ、木質化に係るかかりまし費用が算出できるのであれば必ずしも樹種の特定やパーセンテージ化する必要はありません。取り組み方を具体的にご提案ください。
- ⑧ 木質化の標準パターンの整理に係る取り組み方の具体的提案にあわせて、下地の考え方をご提案ください。
- ⑨ 警察署は庁舎に含まれると考えております。その他、庁舎に含まれる主な用途としては、県庁舎、県合同庁舎、県の出先庁舎及び保健所等を想定しております。特別支援学校等は学校の用途に含まれるものと考えております。
- ⑩ 例えば、軟弱地盤や防火地域等の立地特性については、チェックリストにおいて設計上の留意点等を記載することを想定しております。